平成２７年（フ）第８０号
山梨県甲府市山宮町2882番地９
債務者　小島　静江
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
長野市大字三輪1308番地　アブリール三輪田町302号
債務者　渡邊　道彦
１　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
三重県亀山市関町新所1130番地、前住所三重県伊賀市柘植町2411番地の273
債務者　鈴木亜希子
１　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５８号
三重県三重郡菰野町大字永井221番地55
債務者　岡田ますゑ
１　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
三重県四日市市ときわ３丁目16―25　ときわ台ハイツ３Ａ平田強方、住民票上の住所三重県四日市市西山町7681番地52
債務者　和田　勉
１　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
三重県桑名市大字和泉63番地
債務者　荒井　豊一
１　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３９９号
京都市伏見区竹田桶ノ井町82番地　インペリアル明日香310、前住所京都市伏見区中島河原田町31番地の１　グランデュール鴨川Ⅱ番館1008号
債務者　髙野　君子
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４１６号
京都市南区東九条下殿田町17番地
債務者　白川宏江こと　金　宏江
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５２号
京都府亀岡市千代川町小川２丁目12番４号
債務者　木村久美子
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
京都市伏見区深草スヽハキ町19番地　ハイツニシムラⅡ202号、前住所京都市北区大北山原谷乾町36番地100
債務者　元持　達也
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５７号
京都市伏見区久我本町12番地11　朝日プラザ伏見桂川505号
債務者　藤原　直子（旧姓古定）
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
兵庫県西宮市清瀬台18番17号
債務者　松浦　隆三
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―1413号
債務者　竹内配管こと　竹内　正壽
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―253号
債務者　宗佐田正和
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９８号
奈良県生駒市藤尾町127番地
債務者　アートリモデ生駒こと　橋本　栄司
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３１号
広島県尾道市向東町1041番地１
債務者　西谷　敦子
１　決定年月日時　平成27年６月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第５１号
佐賀県伊万里市山代町城4783番地
債務者　石橋　和則
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部